「衛星安否確認サービス通信端末 利用規約（2019年度公募用）」（本紙添付）に示された事項に同意の上、衛星安否確認サービス通信端末の貸出しにおける代表者および担当者を申請（変更）ください。（代表者および担当者は、利用規約内の「申請者」に該当します）

**準天頂衛星システムサービス株式会社　宛**

**衛星安否確認サービス通信端末**

**都道府県担当者変更届兼同意書**

衛星安否確認サービス通信端末の貸出しにおける代表者および担当者を下記のとおり申請します。

つきましては、「衛星安否確認サービス通信端末 利用規約（2019年度公募用）」(本紙添付)およびそれらに関連する諸規定の内容を遵守します。

　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 都道府県名 |  |
| 所属 |  |
| （ふりがな）  代表者氏名 | （） |
| （ふりがな）  担当者氏名 | （） |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| e-mail |  |

以上

**「衛星安否確認サービス通信端末」利用規約（2019年度公募用）**

令和元年８月２２日制定

本利用規約は、準天頂衛星システムサービス株式会社（以下「QSS」という）が所有する衛星安否確認サービス（以下「本サービス」という）の通信端末（以下「本端末」という）の貸出しを希望する方が、本端末を利用するに際して遵守しまたは管理者に遵守させなければならない事項を定めたものです。本端末の貸出しを希望される方は、事前に本利用規約をお読みいただき、内容に同意の上、申請書をご提出ください。

**第1条 定義**1.本利用規約において、「申請者」とは、本端末の貸出しを申請する者をいいます。  
2.本利用規約において、「管理者」とは、本端末を管理する者をいいます。

**第2条 貸出条件**

本端末の貸出しは、以下の条件を承諾された場合のみ行われます。

1.申請者が都道府県であること。

2.申請者が本端末を積極的に使用し、将来の導入について検討をしていただけること。なお、本端末の貸出しは、将来の導入を強制するものではありません。

**第3条 端末管理**

1.配備先

申請者は、本端末の配備先を決めていただきます。ただし、配備先は自治体単位で決定するものとし、申請者に属する市区町村あるいは申請者自身に限ります。本端末は、配備先（自治体）ごとのＩＤ（以下「利用機関ＩＤ」という）に紐づき本サービスのシステムに登録されます。そのため、配備先の決定後、申請者は配備先をQSSへ連絡してください。また、貸出期間中に各本端末の配備先を変更する場合には、速やかにQSSへ連絡してください。

2.端末管理者

申請者は、配備先となる自治体単位で本端末ごとに管理者を選定いただきます。申請者は、本端末ごとに、正、副の最低2名の管理者を選定し、所定の申請を行ってください。また、申請後に変更がある際にはみちびき（準天頂衛星システム）WEBサイトから所定の変更届をダウンロードし、速やかにQSSへ連絡してください。

3. 本端末の所在確認と動作確認

QSSから申請者または管理者に対して本端末の所在を年1回程度確認しますので、本端末の所在を確認のうえ、回答してください。また、毎年1回は必ず本端末を使用した通信を行い、動作確認を実施してください。

**第4条 報告**

1.実災害時に本端末を使用した場合には、事後にみちびき（準天頂衛星システム）WEBサイト掲載の所定のフォーマットで実施連絡書を提出いただきます。

2.内閣府およびQSSが行うアンケートや報告資料作成にご協力いただきます。

**第5条 メンテナンス、修理**

1.貸出期間中に本端末のメンテナンス作業は必要ありませんが、ソフトウェア等の更新の必要が発生した場合には、更新作業を行っていただく場合があります。

2.貸出期間中に本端末が故障、破損した場合には無償で修理を行いますが、本端末輸送に関わる費用は、申請者または管理者に負担いただきます。また、故意または重大な過失により破損した場合には申請者または管理者に修理費を実費負担いただきます。

**第6条 遵守事項**

1.本端末の用途は、防災利用（訓練、講習等を含みます）に限ります。

2.各本端末は利用機関ＩＤと紐づけられているため、登録された自治体以外で使用する場合には事前に登録変更をしていただきます。ただし、実災害時の災害救援部隊への一時的な貸出しは例外として認められます（当該貸出中においても申請者は本利用規約を遵守し、または管理者に本利用規約を遵守させる必要があります）。

3.本端末の分解、改造を行ってはいけません。

**第7条 免責条項**

内閣府およびQSSは、準天頂衛星システムの本サービスを多くの方に利用して頂く目的で、本端末を無償で貸出し、利便性の高いサービスの提供を目指しております。

準天頂衛星システムが提供する本サービスは、無償でご利用いただけます。

ただし、本サービスの内容および提供に関する保証はなく、本端末において信号が送受信されないまたは不正確な信号が送受信されることがあります。本サービスを利用するに当たって、内閣府およびQSSは、その影響に応じて相応な冗長性、バックアップおよびフェイルセーフ等の事故防止策を確保する義務を負うことはなく、申請者が確保しなかったことに伴う責任を負いません。

なお、日本政府の決定に基づき、予告なく本サービスの停止または内容の変更を行う場合があります。本サービスは以下に定める条件により提供されておりますので、ご同意の上でご利用ください。

i) 内閣府およびQSSは、本サービスおよび本端末の提供に関し、今後変更がないこと、本サービスの範囲、アベイラビリティ（可用性）、本サービスおよび本端末に利便性があること、利用者の要求または特定の目的に適合していること、および、第三者が保有する知的財産権に対する侵害がないこと等について、準天頂衛星システム、本端末、または外部システム等の原因を問わず、いかなる保証も行いません。

ii) 適用される法令が許す範囲内で、内閣府およびQSSは、本サービスおよび本端末の利用者が、本サービスおよび本端末を利用したこと、本サービスおよび本端末を利用しようとした者が本サービスおよび本端末を利用できなかったこと、または、本サービスおよび本端末の内容が変更されたことに起因して生じたいかなる損害（直接、間接、偶発、特別および派生的な損害を含みます。契約責任、製造物責任、厳格責任、不法行為責任またはその他の責任から生じたかを問わず、また、本サービスおよび本端末の提供に関して故意または過失が存在したか否かを問いません。）についても、責任を負いません。

**第8条 個人情報の取扱い**  
1.内閣府およびQSSは、提出された申請書等に含まれる個人情報を選定および申請者との連絡のために使用します。また、配備決定後に申請いただく管理者の個人情報は、管理者登録および管理者との連絡のために使用します。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

2.本端末内に収集した個人情報は、内閣府およびQSSは一切関知しませんので、各自治体の責任のもと、申請者および管理者が適正に取り扱うものとします。なお、本端末を使用し衛星を経由して送信され、所定のWEBサイトで公開される情報には、個人情報は含まれません。

**第9条 利用規約の改訂**  
1.内閣府およびQSSは、必要があると認めるときは、申請者に対し事前の通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改訂することができるものとします。  
2.内閣府およびQSSは、本利用規約の改訂を行った場合には、速やかに連絡するものとします。  
  
**第10条 お問い合わせ**  
本端末に関するごお問い合わせは、support@qzss.jp.nec.com までご連絡ください。